

転入・転出の手続きは お忘れなく！



入学・就職・転勤・転居等で住所に変更が生じた場合は、届出が必要です。

住所変更	届け出	申請期間等注意点
肝付町から他市区町村	転出届	引越し日の14日前から届出できます 転出先の市区町村へ渡す転出証明書*1を受け取ってください
他市区町村から肝付町	転入届	引越し日から14日以内に届出が必要です 前住所地の市区町村発行の転出証明書*1を持参してください <u>マイナンバーカード*2をお持ちの方は転入の手続きから90日以内に 継続利用の手続きをされないとマイナンバーカードが失効します</u>
町内で引越し	転居届	マイナンバーカード*2や健康保険証などの住所変更が必要です 運転免許証など肝付町役場以外が発行しているものについては、 各自発行元へ手続き方法などお問い合わせください

*1 マイナンバーカードを利用した特例転出（転入）の場合は、原則、証明書は必要ありませんが、電子証明書が搭載され有効なマイナンバーカードである必要があります（一定期間内に手続きをされないとマイナンバーカードが失効し、特例転出はできなくなります）

*2 マイナンバーカード交付時に設定された暗証番号（数字4桁）が必要になります。

届出の際は、本人確認のため身分証明書の提示、必要書類の提出が必要です。

身分証明書として提示できるもの

1点でよいもの (顔写真付き)	マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳 パスポート（住所記載）、在留カード、など
2点必要なもの (顔写真なし)	健康保険証、介護保険証、年金手帳、 公的機関発行許可証又は資格証明書、など
届け出を代理人が 行う場合	委任状（同一住所で別世帯の方が届け出される場合も必要） 届出人の身分証明書

本人であっても
身分証明書の
提示は
『必要』です

NEW 引越しワンストップサービス（令和5年2月6日から開始）

肝付町から他市区町村へ引越すときの手続き（転出届）についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になります。

このサービスを利用される方は、転出にあたり窓口への来庁が原則不要です（転出証明書の交付はありません）。

また、転入（他市区町村から肝付町へ）・転居（町内の引越し）の手続きも、事前に受付窓口に来庁する日を入力することで事前に書類等の準備ができるため、手続きにかかる時間が短縮できます。

